平成２４年（フ）第９７９４号
東京都北区滝野川６丁目11―17―303
破産者　石下　幸子
1　決定年月日　平成24年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９８２５号
東京都江戸川区小松川１丁目５－６―1405
破産者　出間　定和
1　決定年月日　平成24年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９８５５号
東京都新宿区大京町４番地　山田ビル
破産者　株式会社ウエノエンタープライズ
1　決定年月日　平成24年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９８５６号
東京都江東区大島６丁目３－９　カーサ639―403
破産者　上野　博史
1　決定年月日　平成24年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０６９３号
埼玉県八潮市新町134－２、住民票上の住所東京都荒川区西尾久７丁目44―13―301
破産者　宮本晃太郎
1　決定年月日　平成24年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０６９６号
千葉県松戸市牧の原７―152　常磐平南部第二市営住宅３―210
破産者　櫻井　春雄
1　決定年月日　平成24年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０８０１号
東京都福生市大字熊川1662―209
破産者　杉本　英章
1　決定年月日　平成24年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０８３１号
東京都墨田区八広３丁目31―７―307
破産者　高梨　つる
1　決定年月日　平成24年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０８３８号
東京都中野区鷺宮５丁目21―11―Ｂ―102
破産者　菅原　由春
1　決定年月日　平成24年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０８７３号
東京都豊島区南長崎４丁目33―４―102
破産者　舘山　峰雄
1　決定年月日　平成24年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０８７８号
東京都世田谷区太子堂４丁目14―８
破産者　大西千枝子
1　決定年月日　平成24年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０９３３号
東京都墨田区吾妻橋１丁目13―３―201
破産者　小林　尚一
1　決定年月日　平成24年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０９３４号
東京都墨田区吾妻橋１丁目13―３―201
破産者　小林　昌子
1　決定年月日　平成24年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０９３５号
東京都葛飾区柴又３丁目14―７―210
破産者　児玉　睦子
1　決定年月日　平成24年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３０２号
北海道北広島市大曲緑ヶ丘７丁目13番地10
破産者　有限会社エム・エムワーク
1　決定年月日　平成24年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５５２号
千葉県松戸市新松戸７丁目221番地　サンライトパストラル五番街Ｄ―508
破産者　伊藤　昌子
1　決定年月日　平成24年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第５６３号
千葉県松戸市根本３番地13
破産者　有限会社晃緒デザイン
1　決定年月日　平成24年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第５６４号
千葉県松戸市松戸新田390番地の９　サファイアパレス202号
破産者　平　　辰巳
1　決定年月日　平成24年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第５６９号
千葉県柏市富里１丁目４番28号　アグナス４―102号
破産者　重松　政行
1　決定年月日　平成24年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第２９７号
相模原市中央区中央２丁目３番５―1002号
破産者　内田真妙美（旧姓宮塚）
1　決定年月日　平成24年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第１３５号
富山市婦中町小倉116番地３、商業登記簿上の本店所在地富山市婦中町小倉116番地
破産者　北山技建有限会社
1　決定年月日　平成24年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３３２１号
大阪市中央区谷町１丁目３番17号エルフ大手前1005号
破産者　興誠建設株式会社
1　決定年月日　平成24年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部